

平成25年12月26日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市住工共生まちづくり審議会

会長 植田 浩史

## 東大阪市住工共生まちづくり審議会における審議事項について（意見）

東大阪市住工共生のまちづくり条例第19条の規定に基づき、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり意見を具申いたします。

## 記

## 1. モノづくり推進地域の指定及び指定の解除について

## (1) 工業地域における指定の解除

都市計画法において工業地域は主として工業の利便を増進するため定める地域と規定されており、地域経済を支える東大阪市の重要な存立基盤であるモノづくり企業の集積を積極的に維持するという観点から、現段階ではモノづくり推進地域の指定の解除は行わないことが相応しいと考える。平成27年度に予定されている、用途地域の見直しの際に改めて検討すべきと考える。

## (2) 準工業地域における指定

条例では、準工業地域として指定されている地域のうちモノづくり企業の土地利用比率が高い地域と規定されているが、モノづくり企業の集積を維持するという考えのもと、他市町村からの企業誘致及び工業系以外の用途地域にある工場の移転の受け皿とすべく幅広くモノづくり推進地域を指定すべきと考える。ただし、事実上、土地利用が変更されない一定の土地面積を有する地区（下水処理場及び近鉄の操車場等）については、モノづくり推進地域の指定はしないものとする。

また、市境で準工業地域として指定されている地域のうち、隣接他市の状況等から飛び地的に用途地域指定されているものについては、当該地域のモノづくり企業の土地利用状況並びに隣接他市の用途地域を勘案した上で、モノづくり推進地域の指定について判断すべきと考える。

学校等については、工業地域には立地できないことから準工業地域に指定されているケースがある。よって、学校等が立地していることを理由にモノづくり推進地域の指定の検討から除外することはしないことが相応しいと考える。

なお、モノづくり推進地域の指定の境界については、用途地域境界並びに隣接する建物への影響を考慮し道路、河川、水路、緑地等明確に区域区分できる地形地物が相応しいと考える。

## 2. 第2次調査候補地の選定について

条例では、モノづくり推進地域のうち特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要

であると認められる地域について、都市計画法に基づく特別用途地区及び地区計画等の制度を積極的に活用すると規定されており、半恒久的に住宅建設を規制する方策を講じること等を念頭に置いたヒアリング調査（第2次調査）を行なっていくことが予定されているが、そのための候補地及び調査対象企業については、工業地域で製造業が集積している地域（住宅の立地が少ない地域）であって、別添のエリアを選定すべきと考える。

ただし、アンケート調査の中間報告において、半恒久的に住宅建設の規制する地域の指定を希望する企業は20.2%しかなく、モノづくり企業が集積しているから簡単に規制をかけるということにもならないので、今後の進め方も含め企業の意向を確認していただきたい。

### 3. 平成26年度 住工共生のまちづくり推進に関する施策について

住工共生のまちづくりの推進に関する施策として平成26年度予算に計上すべき事業について、以下のものを新規、拡充事業とすべきと考える。

- ①工業系地域以外に立地する事業所の工業系地域への移転支援【対象地域、補助率、限度額の拡充】
- ②近隣の住宅との騒音や振動などの摩擦防止の対策として事業所側が行う設備投資に対する支援【補助率、限度額の拡充】
- ③工業系地域において、事業者が新たに工場を操業した場合の支援【対象地域の拡充】
- ④住工共生のまちづくりに向けた課題解決ができる組織等の設立及び支援【新規】
- ⑤工業系地域における土地を、工場用途に売却した際の土地売却者に対する支援【新規】
- ⑥工業系地域（重点地区）において工場を優先する地域であることを示すPR支援（看板の設置等）【新規】

なお、以下の意見についても付け加える。

- ・住工共生まちづくり協議会の組織に向けてソフト面での支援が重要である。
- ・モノづくり推進地域の指定を希望する回答が30%くらいしかなく、メリットをもっと打ち出すべきである。
- ・モノづくり推進地域にはさらに重点的に支援策を講じるとともに、既存の施策も含めて見えるようすべきである。